

令和2年度愛知県回復患者転院受入医療機関応援金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、新型コロナウイルス感染症対策にかかる「愛知県回復患者転院受入医療機関応援金（以下「応援金」という。）」を交付することについて、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、応援金の交付の申請、決定その他の事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この応援金は、新型コロナウイルス感染症から回復した患者を他の医療機関で受け入れることで、新たな新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床を確保することを目的に交付するものである。

(交付対象)

第3条 応援金の補助事業者（以下「補助事業者」という。）は、新型コロナウイルス感染症に罹患して入院した患者のうち、厚生労働省の退院基準を満たした患者の転院を、令和3年1月26日（火）から同年2月28日（日）までの間において最初に受け入れた医療機関とする。

(応援金の額)

第4条 応援金の額は、転院を受け入れた患者一人当たり10万円を上限とし、別表に掲げる対象経費（令和3年3月31日（水）までに支出・納品したものに限り）について、交付するものとする。

ただし、他の補助金の交付の対象となる経費は対象としない。

(応援金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請は、令和3年3月5日（金）までに様式第1号「令和2年度愛知県回復患者転院受入医療機関応援金交付申請書」（以下「申請書」という。）に別紙1「令和2年度愛知県回復患者転院受入医療機関応援金所要額調書」、別紙2「令和2年度愛知県回復患者転院受入医療機関応援金使用計画書」（以下「使用計画書」という。）及び別紙3「回復患者転院受入報告書」を添付するとともに、様式第2号「令和2年度愛知県回復患者転院受入医療機関応援金請求書」を知事に提出して行う。

2 申請書の提出先は、愛知県保健医療局健康医務部医務課とする。

(応援金の交付の決定)

第6条 知事は、応援金の交付申請があったときは、証拠書類のほか、必要に応じて申請者に対して追加資料の提出を求め、その内容の審査を行う。

2 知事は、前項の審査結果について、様式第3号「令和2年度愛知県回復患者転院受入医療機関応援金交付（不交付）決定通知書」により、申請者あて通知する。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、事業の内容について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、あらかじめ様式第4号「令和2年度愛知県回復患者転院受入医療機関応援金事業変更承認申請書」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業者の変更
- (2) 補助金額の増
- (3) 補助金額の3割以上の減

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ様式第5号「令和2年度愛知県回復患者転院受入医療機関応援金事業廃止(中止)承認申請書」を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 中止又は廃止の事業が交付決定の以前である場合には、当該申請書の受理をもって前項に規定する知事の承認をうけたものとみなす。

(応援金の交付)

第10条 この応援金の交付方法は、原則、概算額により交付するものとし、知事は第6条の規定により決定した額について交付する。

(実績報告)

第11条 応援金の交付決定を受けた補助事業者は、使用計画書の用途に記した事項を完了後、令和3年4月1日(木)までに様式第6号「令和2年度愛知県回復患者転院受入医療機関応援金事業実績報告書」及び添付書類を知事に提出しなければならない。

(応援金の額の確定通知)

第12条 知事は、規則第14条の規定により交付金の額を確定したときは、様式第7号「令和2年度愛知県回復患者転院受入医療機関応援金の額の確定通知書」により補助事業者に通知するものとする。

(応援金の精算)

第13条 補助事業者は、第12条の規定に基づき、交付すべき応援金の額を確定した場合において、既にその額を超える応援金が交付されているときは、額の確定後10日以内に様式第8号「令和2年度愛知県回復患者転院受入医療機関応援金概算払精算書」を知事に提出しなければならない。

(応援金の返還)

第14条 知事は、第12条の規定に基づき、交付すべき応援金の額を確定した場合において、既にその額を超える応援金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第15条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により応援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、その金額を様式第9号「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告について」により速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(契約の締結)

第16条 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 規則第20条のただし書きに規定する知事の定める期間は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)」の規定により厚生労働大臣が別に定める期間又はそれに準ずるものとして認められる期間とする。

2 規則第20条第1項第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

3 補助事業者が、規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した応援金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(関係書類の整備)

第18条 補助事業者は、経費の収支を明らかにした書類、帳簿、証拠書類等を整備し、かつ補助事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(検査等)

第19条 知事は、補助事業者に対し、本事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(不交付要件)

第20条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、支給すべき応援金を支給せず、又は支給した応援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 申請書に偽りの記載をして、応援金の交付決定を受けたとき

(2) 当該応援金をその目的以外の目的に使用したとき

附則

本要綱は、令和3年2月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

事 項	内 容
対象経費	①転院を受け入れた患者に対応した医療従事者に対して支払う手当 ②患者の転院を受け入れるために医療従事者がホテル等宿泊施設に宿泊した費用に対する手当 ③妊娠中の医療従事者、学校等が臨時休業となった生徒、児童を持つ医療従事者、濃厚接触者となったため自宅待機する医療従事者の代替職員の賃金 ④転院を受け入れたことによる患者の増加に伴い増員した医療従事者の賃金 ⑤その他、医療従事者の処遇改善に資する経費 ⑥転院を受け入れた患者に対応するために医療機関が購入した機材・資材の経費 ⑦医療機関が患者の転院を受け入れるために必要となった経費